

7節 マスチック塗材塗り

15.7.1 一般事項

この節は、コンクリート面、押出成形セメント板面、モルタル面及びALCパネル面へのマスチック塗材塗りに適用する。

15.7.2 材料及び工法

(1) マスチック塗材塗りは表 15.7.1 マスチック～15.7.1による。

表 15.7.1 マスチック塗材塗り

工程	塗材その他の欄	塗付け量 (kg/m ²)
素地ごしらえ	18.2.5 [モルタル面及びせっこうプラスター面の素地ごしらえ] 又は 18.2.6 [コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント板面の素地ごしらえ]による。	—
1 下地押さえ	合成樹脂エマルションシーラー	0.12
2 塗材塗り	マスチック塗材A	1.20

(注) 1. 素地ごしらえの種別は、塗材その他の欄による。

2. 押出成形セメント板面の素地ごしらえは、表 18.2.6 [コンクリート面及び押出成形セメント板面の素地ごしらえ]によるB種とする。

- (2) マスチック塗材は、マスチック塗材の製造所において調合されたものとする。
- (3) マスチック塗材は、施工に先立ち、かくはん機を用いてかくはんする。
- (4) 塗付けは、多孔質のハンドローラーを用い、下地にくばり塗りを行った後、均し塗りを行い、次にローラー転圧によりパターン付けをして、一段塗りで仕上げる。
- (5) 塗継ぎ幅は、800mm 程度とし、塗継ぎ部が目立たないように、むらなく仕上げる。
- (6) パターンの不ぞろいは、追掛塗りをし、むら直しを行って調整する。